

福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市条例第 14 号

福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島市道路占用料徴収条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この条、第4条及び同表の備考第6号において同じ。）に相当する期間を乗じて得た額を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この条、第4条及び同表の備考第6号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期</p>

相当する期間を乗じて得た額を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円

間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>25円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>36円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>30円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>54円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>72円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>250円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>360円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>720円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>610円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2号に定める自動運行装置による検査	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>	法第2条第2号に定める自動運行装置による検査	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3円</u>
		その他のもの			<u>12円</u>				その他のもの

	対として置く線の他の線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		960円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600円
				地下に設けるもの
	その他のもの			1,200円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	950円
	地下に設ける通路			570円
	その他のもの			1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
道路法施行令（昭和27年政	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円

	対として置く線の他の線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		810円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510円
				地下に設けるもの
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	900円
	地下に設ける通路			540円
	その他のもの			1,000円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円

令第479号。以下この表において「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円			その他のもの	900円	
	標識		1本につき1年	960円	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	180円	
		その他のもの		950円					
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円					
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190円					
備考 1～4 (略) 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。 6・7 (略)					備考 1～4 (略) 5・6 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占有料の額について適用し、同日前の占有の期間に係る占有料の額については、なお従前の例による。